

# 資料編

## 資料1

# 岩見沢市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に基づき、岩見沢市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画（以下「計画」という。）の策定を目的として、岩見沢市障がい福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行い、障がい者の自立のための福祉施策を効率的かつ効果的に進めるため必要となる事項等についての協議を行い計画案を策定する。

### (組織)

第3条 策定委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体の代表
- (2) 有識者
- (3) 各種関係団体の代表
- (4) 公募により選任された市民

3 委員の任期は、計画の策定完了時までとする。

4 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長と協議するものとする。

### (運営)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

6 策定委員会は必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

### (庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

## 資料2

### 岩見沢市障がい福祉計画策定委員名簿

(順不同、敬称略)

No.	区分	氏名	所属団体	備考
1	障がい者団体の代表	三宅 瞳男	岩見沢肢体障害者福祉協会	
2		山本 克光	岩見沢視力障害者福祉協会	
3		田栗 匡	岩見沢ろうあ協会	~H18.12.25
4		齊藤 琴美		H19.3.1~
5		砂川 邦男	岩見沢市手をつなぐ育成会	
6		多田 明好	ポプラの会	
6	有識者	齋藤 研三	岩見沢市教育研究所	
7		飛田 良孝	空知管内身体障害者連合スポート振興協議会	
8		堀 利幸	空知地方総合開発期成会	
9		橋 正樹	岩見沢市障がい者自立支援施設連絡協議会	
10	関係団体の代表	海老名 擴	岩見沢市社会福祉協議会	
11		倉増 秀昭	岩見沢市医師会	
12		北市 宗三	岩見沢商工会議所	
13		中村 尚武	健康と福祉を高める市民会議	
14	一般公募	高島 康子		
15		河合 文子		
16		畠 孝子		

### 資料3

## 岩見沢市障がい福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
平成18年 7月 1日	市広報7月号で公募委員3人を募集
平成18年 8月 29日	公募委員抽選(申込み14人)
平成18年10月 26日	策定委員委嘱、第1回策定委員会
平成18年11月 28日	障がい者団体、当事者、家族などとの懇談会(昼夜2回、計45人)
平成18年12月 27日	第2回策定委員会
平成19年 2月 2日	第3回策定委員会
平成19年 3月 1日	第4回策定委員会
平成19年 3月 22日	第5回策定委員会、計画(案)の報告

## 資料4

### 岩見沢市障がい福祉計画懇談会 概要

「岩見沢市障がい福祉計画」の策定にあたり、幅広く意見を求めるため、障がい者団体などとの懇談会を開催しました。

懇談会は、平成18年11月28日(火)、午後2時からと午後6時からの昼夜2回にわたって実施し、あわせて45名の障がい者やご家族等に参加をいただきました。

懇談会では、今後、平成19年度中に策定することとなる「岩見沢市障がい福祉計画」について、主に以下のような意見をいただきました。

- 市の財政状況も考慮しながら良い計画を作っていただきたい。
- 計画では、障害者手帳所持者に限らず、通院または入院している精神疾患のある人なども考慮する必要がある。
- 現在の施設入所者の高齢化に対する視点も必要。
- 市民にもわかりやすい計画に。

このほか、相談支援事業、就労支援、啓発や広報、社会参加や地域との交流促進を期待する意見などが多く出される一方で、利用者負担が原則1割とされたことによる授産工賃と利用者負担の逆転や、報酬単価の改定などによる事業者への影響、サービス体系の再編や障害程度区分の導入などに伴う将来への不安、拙速な制度改正への批判など、障害者自立支援法そのものに対する厳しい意見も多く出されました。

なお、懇談会終了後の平成18年12月に、厚生労働省から平成20年度までの間の「障害者自立支援法円滑施行特別対策事業」として、「利用者負担の更なる軽減」、「事業者に対する激変緩和」、「新サービス体系への移行のための緊急的な経過措置」などのため、全国で1,200億円規模の予算措置を行なう方針が示されています。

## **岩見沢市障がい福祉計画**

平成19年3月

編集・発行

岩見沢市健康福祉部福祉課

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号  
TEL 0126-23-4111